

## 女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、東日本大震災（以下「震災」という。）で被災した町内における安定的な雇用の創出及び地域の中核となる産業又は経済の活性化に資する雇用の創出により町の産業の復興を推進するため、町が事業主に対して他の産業政策と連携した雇用の創出に対する支援を行うものとし、雇入れに係る費用（職業訓練、雇用管理等を含む。）の一部について、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所及びこれに準ずる事業所（以下「中小企業者等」という。）に対し、予算の範囲内において女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、女川町補助金等交付規則（平成8年女川町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の事業又は事業所に準ずるものとし、高等学校、大学等を卒業した者又は卒業予定の者で、卒業後3年以内かつ職歴のない者を含む。）をいい、高等学校、大学等を卒業予定の者で被災三県外に居住する者の扶養者が県内に居住している場合（震災により県外に住所又は居所を変更している場合を含み、震災の発生後に県内に居住することとなった場合を除く。）において、当該卒業予定の者が町内にある事業所に就職する場合は、当該卒業予定の者（以下「Uターン就職者」という。）を被災三県求職者とみなす。
- （2） フルタイム労働者 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者と同じ労働者をいう。
- （3） 短時間労働者 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇

用される通常の労働者に比し短い労働者又はフルタイム労働者として申請がなされた労働者のうち、町長が第9条第1項第13号に規定する添付書類からフルタイム労働者と判断することが困難な労働者をいう。

(5) 再雇用者 雇い入れた被災三県求職者のうち、当該雇入日前3年間に同一の事業所で雇用した事実又は就労（関連企業等からの出向に伴う就労、派遣労働者若しくは請負労働者としての就労又は事前研修のための就労を含む。）させた事実のある労働者をいう。

(6) 新規雇用者 雇い入れた被災三県求職者のうち、再雇用者以外の労働者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業主（以下「交付対象事業主」という。）とする。

(1) 町内に事業所を有し、当該事業所において、震災からの復興施策に関連する施策であって、かつ、雇用のミスマッチが生じている分野又は地域の地場産業として振興を行っている産業分野において相当数の雇用創出が期待される事業など、助成金を交付することが産業政策と一体となった雇用支援であると町長が認める事業を実施する事業主であること。

(2) 前号の事業を実施する事業所において、平成23年3月11日から平成29年3月31日までの間に、産業政策の支援対象（以下「対象産業政策」という。）となることが決定している場合（事業の開始に向けた建物の建設工事に着手している場合を含む。）であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、この助成金の助成対象となる新規雇用者を1人以上雇い入れた事業主であること。

(3) 雇用保険の適用事業の事業主であること。ただし、雇用保険の一般被保険者としての資格取得義務のない労働者のみを雇用している場合は、雇用保険の適用事業の事業主であることを要さないものとする。

(4) 出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類を適切に整備、保管している事業主であること。

(5) 第9条に規定する交付申請及び第11条に規定する交付変更申請（以下「交付申請等」という。）時において、第1条に規定

する中小企業者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請等をすることができない。

- (1) 不正な行為により、本来交付を受けることのできない助成金等（当該助成金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金をいう。）の交付を受け、又は受けようとしたことにより、3年間にわたる助成金等の不交付措置が執られている事業主及び前項第1号の事業において不正受給を行った事業主
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団に該当する事業主又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営若しくは運営に関係している事業主
- (3) 到來した納期において納付すべき町税及び宮城県税を完納していない事業主

（助成対象事業所）

第4条 助成金の対象となる事業所（以下「助成対象事業所」という。）は、交付対象事業主が有する町内の事業所のうち、前条第1項第1号に規定する事業の実施対象となる事業所とする。

2 前項の規定にかかわらず、宮城県事業復興型雇用創出助成金又は女川町事業復興型雇用創出助成金（新型）のいずれかの交付決定を受けた事業所（交付申請中の事業所を含む。）は、助成対象事業所としない。

（助成対象労働者）

第5条 助成金の交付の対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす新規雇用者又は再雇用者とする。ただし、再雇用者の場合は、雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、雇入日の早い者から順に対象労働者とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に雇い入れた労働者であること。ただし、最初の新規雇用者の雇入れより前に雇い入れた再雇用者の場合は、平成23年11月21日から平成29年3月31日までの間に助成対象事業所で雇い入れたこと。また、次条第3項に規定する補充労働者の場合は、第10条に規定する交付

決定又は第12条に規定する交付変更決定の対象となった労働者の離職日以降平成32年3月31日までの間に助成対象事業所で雇い入れたこと。

- (2) 雇用契約が、期間の定めのない雇用又は更新が可能な1年以上の有期雇用であること。
  - (3) 雇用保険の一般被保険者としての資格取得義務がある者については、一般被保険者として雇い入れたこと。ただし、雇用保険の一般被保険者としての資格取得義務がない労働者については、1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、この限りではない。
  - (4) 交付申請等を行う場合において、在職していること。
  - (5) 対象産業政策となることが決定した日以降に助成対象事業所において雇い入れた者であること。
  - (6) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第9条又は第10条に規定する被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第1項に規定する被保険者となる場合、被保険者としての要件を満たした日から加入していること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する新規雇用者又は再雇用者は、対象労働者としない。
- (1) 平成23年11月21日以降に離職した労働者を再び同一の事業所で雇い入れる場合の当該労働者
  - (2) 平成23年11月21日以降に、助成対象事業所において労働者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む。）又は雇い止めした事実がある場合は、その人数に相当する労働者
  - (3) 雇入れに係る費用が国で交付する他の補助金の交付対象となっている労働者
  - (4) 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業により、当該事業主が雇用した労働者
  - (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1項第2号に規定する派遣労働者
  - (6) 最初の新規雇用者の雇入れから1年を経過した後に雇い入れた労働者  
(助成対象期間)

第6条 新規雇用者に係る助成対象期間は、雇入日を起算日として、当該起算日から起算して3年間とし、3年を経過する日が平成32年

3月31日を超える場合は、平成32年3月31日までを助成対象期間とする。ただし、雇入日以降、交付申請日から2か月を遡った日までの期間（以下「不交付期間」という。）は、助成対象としない。

2 対象労働者が再雇用者である場合における助成対象期間は、次の各号のいずれかに定める日から3年間とし、新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、助成対象期間に停止期間があった場合は、当該停止期間を加えた期間とする。ただし、3年を経過する日又は当該停止期間を加えた期間の末日が平成32年3月31日を超える場合は、平成32年3月31日までとし、不交付期間は助成対象としない。

（1）新規雇用者を雇い入れた日以降に雇い入れた再雇用者については、新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、当該再雇用者の起算日

（2）新規雇用者を雇い入れた日よりも前に雇い入れた再雇用者については、雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者について、当該新規雇用者に係る起算日

（3）新規雇用者の数に4を乗じた数を超える再雇用者を雇い入れている場合であって、新たに新規雇用者を雇い入れた場合及び当該新たに雇い入れた新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者については、当該新たに雇い入れた新規雇用者に係る起算日

3 助成対象期間中に対象労働者が離職した場合は、離職日までを助成対象期間とする。ただし、当該離職が事業主の都合による理由以外である場合であって、当該離職した対象労働者と同一の区分に該当する対象労働者を新たに雇い入れた場合は、当該労働者を離職した対象労働者の補充者（以下「補充労働者」という。）として、当該補充労働者に係る雇入日以降、離職した対象労働者に係る助成対象期間を引き継ぐことができるものとし、事業主が対象労働者を別の事業所（助成対象事業所を含む。）に配置転換した場合（以下「配置転換」という。）及び所定労働時間の減少等により対象労働者に該当しなくなった場合において、当該対象労働者と同一の区分に該当する対象労働者を新たに雇い入れた場合は、当該労働者を離職した対象労働者の補充労働者とみなすことができる。

4 新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者が対象労働者に該当しないこととなる場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該再雇用者が対象労働者に該当しないこととなった理由（以下「不該当理由」という。）が新規雇用者の離職（自己の都合により離職した場合に限る。）であり、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月以内に新たに新規雇用者を雇い入れた場合は、当該再雇用者に係る助成対象期間は停止しない。
- (2) 不該当理由が前号に規定する離職であり、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月以内に新たに新規雇用者を雇い入れない場合は、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月を経過した日の翌日以降新たに新規雇用者を雇い入れるまでの間、当該再雇用者に係る助成対象期間が停止するものとし、新たに新規雇用者を雇い入れた場合は、当該新たに雇い入れた新規雇用者に係る雇入日以降停止した再雇用者に係る助成対象期間を再開する。
- (3) 不該当理由が第1号に規定する離職以外の事情又は助成対象期間の終了である場合は、終了した日の翌日から新たに新規雇用者を雇い入れるまでの間、助成対象期間が停止するものとし、新たに新規雇用者を雇い入れた場合は、当該新たに雇い入れた新規雇用者に係る雇入日以降停止した再雇用者に係る助成対象期間を再開する。
- 5 助成対象期間の途中で、第12条第2項に規定する廃止承認を受けた場合は、当該廃止事由の発生年月日（以下「廃止日」という。）までを助成対象期間とする。
- 6 助成対象期間における年度は、町の会計年度（4月1日から3月31日まで。以下「年度」という。）とする。
- 7 第16条の規定により、年度の交付額の確定を行い、全ての対象労働者の助成対象期間が満了する日より前に、年度の交付額の累計が2千万円に達した場合は、当該年度の交付額の累計が2千万円に達した日を全ての対象労働者の助成対象期間が終了した日とみなす。  
(交付限度額)
- 第7条 助成金は、助成対象期間のうち、雇入日から最初の1年が経過する日までを第1期、その後の1年を第2期、残りの1年を第3期（以下「助成対象期」という。）として、対象労働者1人当たり別表第1に掲げる額を上限（以下「交付限度額」という。）として交付する。ただし、1事業所につき2千万円を上限とする。
- 2 前項の規定において、助成対象期の途中で助成対象期間の末日

を迎える場合は、当該助成対象期間の末日までの日数に応じた額を交付限度額とする。

(交付額の算定方法)

第8条 交付対象事業主が、対象労働者を起算日から3年を経過する日まで継続雇用した場合においては、別表第1に掲げる交付限度額を交付する。

- 2 起算日から3年を経過する日又は平成32年3月31日が到来するまでの途中において、対象労働者が離職したことにより助成対象期間が停止した場合の交付額は、別表第2により算定した額とする。
- 3 離職した対象労働者及びその補充労働者に係る助成金の交付額は、離職した対象労働者に係る別表第1に掲げる交付限度額から、別表第3により算定した額を減額した額とし、当該補充労働者が助成対象期間の途中でさらに離職した場合は、前項に規定する算定方法により、助成金の交付額を算定する。
- 4 新規雇用者が事業主の都合以外の理由により離職した場合であつて、当該新規雇用者の離職日の翌日から起算して1か月以内に新たに新規雇用者を雇い入れなかつたために、当該離職した新規雇用者数に4を乗じた数以下の再雇用者である対象労働者の助成対象期間が停止した場合の交付額は、対象労働者が離職した場合に準じて、第2項の規定により助成金の交付額を算定するものとし、新たな新規雇用者の雇入れにより再雇用者に係る助成対象期間が再開する場合の交付額は、当該新たな新規雇用者の雇入日から当該助成対象期の末日までの期間に応じた額とする。
- 5 助成対象期間の途中で、当該対象労働者に係る別表第1に掲げる対象労働者の区分が変更された場合の交付額は、当該変更が行われた日（以下「変更日」という。）以降当該変更後の区分を適用することとし、当該変更日が属する助成対象期に係る交付額は別表第4により算定した額とする。
- 6 助成対象期の途中において、所定労働時間の減少等により対象労働者に該当しないこととなつた場合は、当該対象労働者に該当しなくなつた日を離職日とみなして、第2項に規定する算定方法により助成金の交付額を算定する。この場合において、当該労働者と同一の区分に該当する新たに雇い入れた当該労働者を補充労働者とみなす場合は、第3項に規定する算定方法により助成金の

交付額を算定する。

- 7 助成対象期の途中において、対象労働者を配置転換した場合は、当該配置転換が行われた日（対象労働者が別の事業所の所属となつた日の前日をいう。）を離職日とみなして、第2項に規定する算定方法により助成金の交付額を算定する。この場合において、当該労働者と同一の区分に該当する新たに雇い入れた当該労働者を補充労働者とみなす場合は、第3項に規定する算定方法により助成金の交付額を算定する。
- 8 第6条第5項の規定に該当する場合の交付額は、同項に定める廃止日を対象労働者の離職日とみなして、第2項に規定する算定方法により助成金の交付額を算定する。
- 9 雇入日から助成対象期間の途中において不交付期間が生じた場合の交付額は、別表第5により算定した額とする。

（交付申請）

第9条 この助成金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、第4項に規定する期限までに申請しなければならない。

- （1） 第3条第1項第1号に掲げる事業を実施する事業主であることが分かる書類の写し
- （2） 事業主が営む事業並びに役員等の住所及び氏名が分かる書類（法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（申請時から3か月前の日以降かつその年度の4月1日以降に発行されたものに限る。）。個人事業主の場合は、税務署への開業届の写し及び住民票の写し等）
- （3） 対象労働者一覧（新規雇用者用）（様式第2号）
- （4） 再雇用者について交付を受けようとする場合は、対象労働者一覧（再雇用者用）（様式第3号）
- （5） 不交付要件に該当しないことの申立書（中小企業型）（様式第4号）
- （6） 町長が発行する全ての町税について未納がないことを証明した書類（交付申請時から2週間前の日以降に発行されたものに限る。）
- （7） 宮城県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書（全ての

県税について未納がないことを証明したもので、交付申請時から2週間前の日以降に発行されたものに限る。)

- (8) 対象労働者に係る雇用契約書又は雇入通知書等の写し（雇入れ時から最新のものまで全てを含むもの）
  - (9) 官公署で発行する対象労働者の現住所、氏名及び生年月日を確認できる書類の写し（住民票、運転免許証等の写し等、平成23年3月11日現在における住所が分かるもの。対象労働者がUターン就職者である場合は、対象労働者の扶養者を特定できる書類の写し及び当該扶養者の平成23年3月11日現在における住所が分かる書類の写し。）
  - (10) 公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険事業所別被保険者台帳の写し
  - (11) 雇用契約の更新に係る申立書（中小企業型）（様式第5号。平成25年3月31日以前に有期雇用で雇い入れた労働者を提出対象とする。）
  - (12) 再雇用者に該当しないことの申立書（中小企業型）（様式第6号。新規雇用者を提出対象とし、当該労働者本人の確認を要する。）
  - (13) 事業所におけるフルタイム労働者の1週間の所定労働時間が分かる書類の写し（就業規則等の写しをいう。対象労働者一覧に記入した週当たり労働時間の算出根拠となる書類に限る。）
  - (14) 宮城県事業復興型雇用創出助成金に申請していないことの申立書（中小企業型）（様式第7号）
  - (15) 申請する労働者の健康保険証の写し又は健康保険、厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
  - (16) 中小企業者等に該当することが分かる書類（労働保険料の申告書の控え及び中小企業者等に該当することの申立書（様式第8号））
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 申請者は、次に掲げる書類の確認及び労働者本人に対する聞き取り等により、雇い入れた労働者が被災三県求職者に該当することを確認しなければならない。
- (1) 雇用保険受給資格者証
  - (2) 廃業届（被災三県求職者が自営業者であった場合は、税務署の受付印があるものに限る。）

（3）履歴書又は職務経歴書

3 第1項に規定する書類に不足がある場合又は記載内容に不備が認められる場合の交付申請については、これらを收受せず、助成金の交付申請をしようとする事業主に返却するものとする。

4 第1項に規定する交付申請の受付期限は、町長が別に定める。

（交付の決定）

第10条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）可否決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 対象労働者に係る年度ごとの交付額は、第8条各項に規定する場合を除き、別表第6により算定する。ただし、交付対象事業主が、対象労働者（補充労働者を除く。）の雇入れ後、助成対象期間に属する年度の末日まで当該雇用を継続し、その翌年度に交付申請を行い、交付決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた年度の前年度の助成対象期間に係る交付額は、当該交付決定を受けた年度の交付額に加算するものとする。

3 助成金の額は、千円未満を切り捨てた額とする。

（交付の変更申請）

第11条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書の提出後等において、新たに対象労働者を雇い入れた場合又は当該雇入れに伴い既に雇い入れた再雇用者が対象労働者となった場合等、町長が別に定める申請期間において、第9条第1項第3号から第5号まで及び第8号から第17号までに掲げる書類を添付の上、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付変更申請書（増額申請用）（様式第10号）を町長に提出しなければならない。ただし、所定労働時間の変更により、別表第1に掲げる対象労働者の区分が変更された場合は、増額変更は行わないものとする。

2 対象労働者が、助成対象期間の途中において、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該事由が発生した日の翌日から起算して2週間が経過した日又は当該事由が発生した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、当該各号に定める書類を添付の上、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付変更申請書（減額申請用）（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(1) 対象労働者が離職した場合 次のいずれかの書類

ア 公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し又は雇用保険事業所別被保険者台帳の写し（申請時から2週間前の日以降かつその年度の4月1日以降に発行されたものに限る。）及び対象労働者が離職した理由が分かる書類の写し

イ 対象労働者が離職した年月日及び離職した理由が分かる書類の写し（退職届、解雇予告通知書の写し等）

(2) 対象労働者について、別表第1に掲げる対象労働者の区分が変更された場合 対象労働者に係る変更後の雇用契約書又は雇入通知書等の写し

(3) 対象労働者について、所定労働時間の減少等により対象労働者に該当しないこととなった場合 次に掲げる書類

ア 公共職業安定所長が交付する対象労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し又は雇用保険事業所別被保険者台帳の写し（申請時から2週間前の日以降かつその年度の4月1日以降に発行されたものに限る。）

イ 対象労働者に係る変更後の雇用契約書又は雇入通知書等の写し

(4) 配置転換した場合 対象労働者を配置転換した年月日及び事実が分かる書類の写し（辞令等の写し）

3 助成対象期間の途中において、交付決定者が当該助成金の補助事業を廃止等により、交付対象事業主に該当しないこととなる場合は、当該事由が発生した日の翌日から起算して2週間が経過した日又は当該事由が発生した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、当該事由が発生した年月日及びその内容が分かる書類を添付の上、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）廃止申請書（様式第12号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（交付の変更決定）

第12条 町長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）変更可否決定通知書（様式第13号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前条第3項の規定による廃止申請があったときは、その内容を審査の上、廃止の承認の可否を決定し、女川町事業復興型雇

用創出助成金（中小企業型）廃止可否決定通知書（様式第14号）により申請者に通知するものとする。

（交付要件の確認及び調査）

第13条 町長は、第3条第2項第1号に該当する事実の有無を、あらかじめ女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）交付対象事業主要件確認書（様式第15号）により宮城県を経由して宮城労働局に照会するものとし、交付決定後においては、町長が必要と認める場合に宮城県を経由して宮城労働局に照会するものとする。

- 2 町長は、助成金の交付対象の適正を期するため必要があるときは、官公署又は政府関係機関に対し、当該調査に関し参考となる資料の閲覧、提供その他の協力を求めることができる。
- 3 町長は、助成金の交付対象の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対し、対象労働者の雇用状況等に必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をその事業所に立ち入らせ、関係書類等を調査させることができる。

（完了届）

第14条 交付決定者は、次の各号のいずれかに定められた日において、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）完了届（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象期間が属する年度の末日
- (2) 交付決定又は交付変更決定の対象となった全ての対象労働者の助成期間が終了した日
- (3) 第11条第3項に規定する廃止申請をし、第12条第2項に規定する承認（以下「廃止承認」という。）を受けた日

（実績報告）

第15条 交付決定者は、助成対象期間に属する年度が終了したときは、当該年度の翌年度の4月10日までに、交付決定又は交付変更決定の対象となった全ての対象労働者の助成対象期間が終了したとき、若しくは廃止承認を受けたときは、助成対象期間の終了の日若しくは廃止承認の日から1月を経過した日又は当該終了の日若しくは廃止承認の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）実績報告書（様式第17号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 対象労働者に係る雇用契約書又は雇入通知書の写し（雇入

- れ時から最新のものまで全てを含むもの)
- (2) 対象労働者一覧（新規雇用者用）
  - (3) 再雇用者を雇用した場合は、対象労働者一覧（再雇用者用）
  - (4) 公共職業安定所長が交付する雇用保険事業所別被保険者台帳の写し（実績報告時から2週間前の日以降かつ助成対象期間の末日以降に発行されたものに限る。）
  - (5) 対象労働者の当該年度の勤務時間等勤務状況が確認できる出勤簿又はタイムカードの写し（第10条に規定する交付決定を受けた後、初めて実績報告を行う場合は、雇入日から当該年度までのもの）
  - (6) 対象労働者に対する当該年度の賃金の支払状況が確認できる賃金台帳の写し（第10条に規定する交付決定を受けた後、初めて実績報告を行う場合は、雇入日から当該年度までのもの）
  - (7) 基本賃金が月給制の場合は、基本賃金等支払状況等確認票（中小企業型）（様式第18号）
  - (8) 基本賃金が日給制の場合は、基本賃金等支払状況等確認票（中小企業型）（様式第19号）
  - (9) 基本賃金が時給制の場合は、基本賃金等支払状況等確認票（中小企業型）（様式第20号）
  - (10) 基本賃金が歩合給制の場合は、基本賃金等支払状況等確認票（中小企業型）（様式第21号）
  - (11) 労働者の都合による欠勤に伴い基本賃金を減額している場合は、欠勤理由確認書（中小企業型）（様式第22号）
  - (12) 割増賃金の計算方法チェックリスト（様式第23号）
  - (13) 町長が発行する全ての町税について未納がないことを証明した書類（実績報告時から2週間前の日以降に発行されたものに限る。）
  - (14) 宮城県税事務所長が発行する宮城県税の納税証明書（全ての県税について未納がないことを証明したもので、実績報告時から2週間前の日以降に発行されたものに限る。）
  - (15) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類に不足がある場合又は記載内容に不備が認められる場合の実績報告については、これらを收受せず、助成金の実績報告をしようとする事業主に返却するものとする。
- （助成金の額の確定）

第16条 町長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容及び関係書類を審査の上、助成金の額を確定し、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）確定通知書（様式第24号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第17条 町長は、助成対象期間に属する年度ごとの交付額を助成金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 交付決定者は、助成金の交付を受けようとするときは、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）請求書（様式第25号）を町長に提出しなければならない。
- 3 雇入れから交付を受ける助成対象期間の末日までの間に対応する対象労働者に支払うべき賃金を原則として支払期日を超えて支払っていない場合（実績報告を行うまでに支払った場合を除く。）は、助成金の交付は行わない。

（交付決定の取消し等）

第18条 町長は、交付決定者が当該助成金の交付要件に満たさなくなった場合、又は虚偽若しくは不正な申請によって補助金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- 2 町長は、交付申請書等の不備による振込不能等があり、町が確認等を求めたにもかかわらず交付申請書等の補正が行われず、申請事業主の責に帰すべき事由により交付できなかつたときは、当該交付申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 町長は、前2項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は返還を命ずるときは、女川町事業復興型雇用創出助成金（中小企業型）取消及び返還通知書（様式第26号）により交付決定者に通知するものとする。

（補充労働者の取扱い）

第19条 補充労働者を雇い入れた場合は、町長が別に定める受付期間内に第11条に規定する交付変更申請を受け付けることができる。

（再雇用者に係る助成対象期間の取扱い）

第20条 新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者に係る助成対象期間が停止する場合においては、雇入日の早い対象労働者から順に停止するものとする。

2 複数の新規雇用者の離職又は助成対象期間の終了により、離職した新規雇用者の数に4を乗じた数以下の再雇用者に係る助成対象期間が停止している場合において、新たに新規雇用者を雇い入れることにより、当該再雇用者のうちの一部の者についてのみ助成対象期間が再開するときは、雇入日の早い対象労働者から順に再開することができる。

(新規雇用者の公募)

第21条 交付対象事業主は、新規雇用者の募集に当たっては、公共職業安定所への求人申込みを行うなど、可能な限り公募するよう努めなければならない。

(代理人等の取扱い)

第22条 交付対象事業主は、助成金の申請等に係る事務について、代理人を選任して処理させることができる。

2 代理人は、交付対象事業主に代わって交付申請を行う場合は、交付申請書等に記名押印又は署名捺印を行うとともに、その代理する事業主の住所及び氏名（事業主が法人である場合には、主たる事業所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名）を記すものとし、交付申請に当たっては、正当な権限のある代理人であることを証する委任状の写しを提出するものとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する交付対象事業主が第9条に規定する交付申請を行った場合は、当該交付対象事業主は、助成金の申請等に係る事務について、同法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(提出期日の取扱い)

第24条 各年度の末日を提出期限とするものを除き、町長に対し提出する書類の提出期日が女川町の休日を定める条例（平成3年女川町条例第10号）第1条第1項に当たるときは、その前日を提出期日とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年9月20日から施行する。

(経過措置)

2 受付開始日から1か月以内に交付申請等がなされた場合に限り、雇入日から2か月以内に交付申請等がなされたものとみなし、第6

条第1項ただし書の規定は、適用しないものとする。